

# 平成25年第3回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成25年6月14日（金曜日）

## 議事日程（第1号）

平成25年6月14日（金）午前10時01分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第74号から議案第80号まで、及び議案第83号から議案第85号まで
- 第6 議案第81号
- 第7 請願第2号、平成24年請願第5号、陳情第2号、平成24年陳情第3号から平成24年陳情第5号まで

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	岩崎隆寿君	24番	祝優雄君

## 欠席議員（なし）

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	藤井裕士君

會計管理者	本	間	佳	子	君	總務課長	計	良	孝	晴	君
綜合政策長	大	橋	幸	喜	君	行政改革長	清	水	忠	雄	君
世界遺産長	石	山		勉	君	財務課長	伊	貝	秀	一	君
地域振興長	藤	原		淳	君	交通政策長	渡	邊	裕	次	君
市民生活長	川	上	達	也	君	稅務課長	原	田	道	夫	君
環境對策長	名	畑	匡	章	君	社會福祉長	笠	井		寬	君
高齢福祉長	佐	藤	一	郎	君	農林水產長	渡	辺	竜	五	君
觀光振興長	濱	野	利	夫	君	産業振興長	羽	生		靖	君
建設課長	金	田	一	則	君	上下水道長	和	倉	永	久	君
學校教育長	吉	田		泉	君	社會教育長	小	林	泰	英	君
兩津病院院長	塚	本	寿	一	君	監査委員長	島	川		昭	君
農業委員會長	長		敏	宏	君	消防長	深	野	俊	之	君
危機管理幹事	本	間		聡	君	契約管理幹事	計	良	隆	弘	君
庁舎整備備幹事	鈴	木	一	郎	君	卜主	坂	田	和	三	君

事務局職員出席者

事務局長	源	田	俊	夫	君	事務局次長	中	川	雅	史	君
議事調査係	齋	藤	壯	一	君	議事調査係	太	田	一	人	君

午前10時01分 開会・開議

- 議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第3回佐渡市議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
- 

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（祝 優雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今期定例会の会議録署名議員は、16番、金光英晴君及び18番、金子克己君を指名いたします。
- 

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（祝 優雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
- 今期定例会の会期及び会期日程について議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、金田淳一君。

〔議会運営委員長 金田淳一君登壇〕

- 議会運営委員長（金田淳一君） おはようございます。6月11日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、ご報告いたします。

会期につきましては、本日から6月28日までの15日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

本日この後諸般の報告、行政報告、議案の上程等を行い、本会議終了後に各派代表者会議を、午後1時から議会報編集特別委員会を開催します。

17、18日は特別委員会を開催します。17日は、午前10時から議会改革特別委員会を、18日は午前10時から新市建設計画等特別委員会を、午後1時30分からは観光対策等特別委員会を開催いたします。

19日から21日までが一般質問であります。質問者は12人です。

24日から27日午前中までの間、常任委員会の審査を行います。25日の午前中は10時から本会議を開き、本年度の国保の本算定に関する追加議案の上程等を行い、本会議終了後各派代表者会議を行います。

また、27日は午後3時から常任委員会審査報告書及び議会改革特別委員会の最終報告書の配付、委員長質疑等の受け付けの後、午後3時30分から議会運営委員会を開催いたします。

28日が最終日ですが、開会は午後2時からといたします。

以上であります。

- 議長（祝 優雄君） ただいまの議会運営委員長に対する質疑を許します。
- 加賀博昭君。

- 22番（加賀博昭君） 今までの国保の問題で早く議案を配れという要請をした1人でございますが、この日程表でいくと21日に国保関連案件の議場配付と、こうなっていますが、なぜこれを本会議で上程をしなかったのか。何を私が言うておるかという、その後25日に国保関連案の上程、質疑、委員会付託と、こうなっております。これは、上程してしまえばいいのです。ただ、質疑は重要問題ですから、25日に質疑を行いますという、こういう決定を下しておけばいいのではないかと私は思うのですが、そうしなかつ

た理由は何なのかお聞きしたい。

○議長（祝 優雄君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（金田淳一君） お答えいたします。

昨年この国民健康保険関係の案件につきまして配付の当日に上程をし、質疑を受けたということで、資料等を見て勉強する時間が大変短かったということでいろんな方からご指摘を受けました。その反省からことしは早目に追加議案の資料配付を行い、しっかりと資料を見ていただいてから上程をし、それに関する質疑を本会議で受けたほうがいいのではないかというふうな考え方から、21日に議場配付をし、25日に上程、それと同時に質疑を受けようという考え方に立ち至りました。従来上程と質疑はほとんど同じ日に行われておりますので、慣例に従いましてそういうふうな日程をつくった次第でございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 先般の議会の関連する会議で、国保の議会提案前に運営協議会というのが開かれたのです。運営協議会というのはいつ開かれるのかと言ったところ、18日に開かれるということです。この運営協議会のときには、議会に出す資料とほぼ同じものを出すのです。それが何で21日でなければ議案の議場配付ができなかったのか、この辺のところはよく説明を聞いておるのかどうかお尋ねしたい。

○議長（祝 優雄君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（金田淳一君） そういう問い合わせはいたしておりません。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から6月28日までの15日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は15日間と決定をしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（祝 優雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告はお手元に配付した資料のとおりであります。

ここで、閉会中の議会人事の変更についてご報告をいたします。閉会中、4月9日付で新和会の解散届が提出され、当該構成員が4月10日付で新生クラブへ加入したとの届け出がありました。また、このことに伴い、旧新和会所属の佐藤孝議員から議会運営委員の辞任願が提出されました。そこで、これらの経過について4月12日に各派代表者会議を開いて報告した後、佐藤孝議会運営委員の後任として、新生クラブからの報告に基づき駒形信雄君を委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名をいたしました。以上、議員各位には既に文書により通知済みの事項であります。閉会中の事柄でありましたので、

念のため改めて報告をしたものであります。

諸般の報告は以上であります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（祝 優雄君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告を求められておりますので、これを許します。

甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。平成25年第3回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成25年第2回佐渡市議会定例会以降の報告事件につきましてご説明を申し上げます。

報告第5号から第7号までの3件の専決処分につきましては、議会の委任事項であります損害賠償を専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第8号 平成24年度佐渡市一般会計継続費繰越計算書については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

報告第9号 平成24年度佐渡市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第10号 平成24年度佐渡市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第11号 平成24年度佐渡市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第12号 平成24年度佐渡市歌代の里特別会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、それぞれ別紙のとおり報告するものであります。各会計の事業ごとの繰越額につきましては、一般会計が86億8,378万9,000円、簡易水道特別会計が4億5,431万9,000円、下水道特別会計が3億9,737万円、歌代の里特別会計が504万円であり、財源も財源内訳のとおりあわせて繰越をしております。一般会計の繰越事業の主なものは、国の補正予算に伴う経済対策事業や地元調整等に不測の日数を要した道路橋りょう改良舗装事業であります。

報告第13号 平成24年度佐渡市病院事業会計予算繰越計算書について、報告第14号 平成24年度佐渡市水道事業会計予算繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

報告第15号 佐渡市土地開発公社の経営状況について、報告第16号 一般社団法人佐渡市真野自然活用村公社の経営状況について、報告第17号 一般財団法人赤泊振興公社の経営状況について、報告第18号 有限会社クリエイトはもちの経営状況について、報告第19号 株式会社両津TMOの経営状況について及び報告第20号 一般財団法人佐渡市スポーツ振興財団の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、当該法人の事業計画及び決算に関する書類を提出するものであります。

報告第21号 市有地の土地信託事業における収支状況については、佐渡市が三井住友信託銀行株式会社と土地信託契約をしている東京都新宿区西早稲田の土地にかかわる信託の収支状況について、地方自治法第243条の3第3項の規定により、当該信託の事業計画及び実績に関する書類を提出するものであります。

以上、報告事件の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。

猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） これ全般的に一括の質疑でのやり方だと思うのですが、幾つか同じような問題がありますので、考え方をお聞かせ願いたい。

報告第17号の一般財団法人の赤泊の振興公社の経営状況及びクリエイトはもち、いずれにしても補助金の部分で何とかつないでおるようにこの報告書には見えるわけですが、これは終わったときに、はい、さよならというふうなことにはなかなか難しいかなと思うので、今のうちに考え方というものを執行部はきちっと伝える必要があると思うのですが、この報告を受けて執行部はどういうふうな対応を考えているか、できれば聞かせていただきたい。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） ご報告申し上げます。

今議員のご指摘のように、今までは補助金を中心として運営をするということでありましたが、私どもとしましては、当然補助金が行くわけでありますけれども、自力でやっていくということが必要であります。したがって、赤泊の公社につきましては柿の加工とか柿の栽培とか、あるいは本土のほうとの交流事業、こういうことを今積極的に進めるように指導いたしております。したがって、一挙にそこまではいかないとしても、そういう形で公社の職員の意識改革ということが必要だと思っておりますので、これは議員のご指摘のとおりでございますので、そういう形で今後とも指導強化をすると同時に、販路開拓について私どもも一生懸命頑張ってまいりたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結します。

---

日程第5 議案第74号から議案第80号まで、及び議案第83号から議案第85号まで

○議長（祝 優雄君） 日程第5、議案第74号から議案第80号まで、及び議案第83号から議案第85号までについてを一括議題とします。

市長からの提案理由を求めます。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） では、申し上げます。

議案第74号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、平成25年度税制改正により地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、固定資産税及び特別土地保有税にかかわる納税義務者の特例措置が一部改正されたことなどの規定について、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分により、佐渡市税条例の一部を改正しましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めます。

議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について）。本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3億3,749万9,000円を追加をし、予算総額を583億

5,811万6,000円とする補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めます。補正内容は、歳入では地方交付税や地方譲与税等の確定に伴う増減額を予算計上し、歳出では後年度の円滑な財政運営のために減債基金に3億3,022万6,000円、トキの保護増殖等の事業推進のためにトキ環境整備基金に727万3,000円を積み立てるものであります。

議案第76号 佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成25年3月をもって川茂小学校が閉校したことに伴い、川茂教職員住宅を廃止するため、佐渡市教職員住宅条例の一部を改正するものであります。

議案第77号 佐渡市ふれあいハウス条例を廃止する条例の制定について。本案は、ふれあいハウスの入居者が退室したことにより、行政改革の一環として同施設を廃止するものであります。

議案第78号 佐渡市緊急情報伝達システム屋外整備事業工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市緊急情報伝達システム屋外整備事業工事請負契約について5月21日に入札を執行し、落札者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

議案第79号 佐渡市緊急情報伝達システム整備事業引込設備工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市緊急情報伝達システム整備事業引込設備工事請負契約について5月21日に入札を執行し、落札者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

議案第80号 消防救急無線デジタル化設備整備工事請負契約の締結について。本案は、消防救急無線デジタル化設備整備工事について5月21日に入札を執行し、落札者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

議案第83号及び議案第84号につきましては関連した議案でございますので、一括してご説明を申し上げます。議案第83号 相川支所・相川消防署庁舎等建設（建築）工事請負契約の締結について、議案第84号

相川支所・相川消防署庁舎等建設（電気設備）工事請負契約の締結について。以上の2議案は、相川支所、相川消防署庁舎等建設工事請負契約について、それぞれ6月11日に入札執行し、落札者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

議案第85号 消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の締結について。本案は、佐渡市建設計画及び消防本部施設設備整備計画に基づき、佐渡市消防団に配備予定の消防ポンプ自動車CD-I型について、6月11日に指名競争入札を執行し、落札者と購入契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第74号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第74号についての質疑を終結します。

議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について）の質疑を許します。

猪股君。

○17番（猪股文彦君） 年度末へ来て4億幾らという地方交付税が入ったわけですが、財務課長、これは予定されていたものなのかどうなのか、我々が認識する場合、どういうふうな理由でこうなったのかというところを説明願いたい。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 特別交付税の関係で専決予算で4億7,000万ほど補正をさせていただきました。

これにつきましては、24年度の当初で特別交付税を18億ということで予算計上をしていたものに対する補正でありますけれども、23年度までの実績等を見ますと、およそ22億程度というものが通常入っておりますけれども、その部分は3月下旬にならないと未確定ということで、その決定を受けておよそ期待としては22億程度ということで、4億程度のものを期待はしてはしておりますけれども、ほぼ期待どおりの4億7,000万余りが今回補正計上になったということでございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第75号についての質疑を終結いたします。

議案第76号 佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第76号についての質疑を終結します。

議案第77号 佐渡市ふれあいハウス条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第77号についての質疑を終結します。

議案第78号 佐渡市緊急情報伝達システム屋外整備事業工事請負契約の締結についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 178カ所にこのスピーカー、ラップをつけて情報を流すというのですが、佐渡の場合塩害等も非常に強いわけです。例えばLEDの防犯灯なんかも相川地区はかなり腐ってしまったというのがあるのですが、その辺の部分というのは考慮されているのか。あるいは、メーカー保証も含めてきちんととなっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 屋外システムの塩害対策ですけれども、柱並びにスピーカー、それから附属部品、全てにおきまして特殊加工いたしまして塩害対策は十分行っているということで、仕様につきましてもその対策を施しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） さっきちょっと言いましたが、LEDの防犯灯のときも一応そういったこともやったのだけれども、予想外に故障が出ているということなので、その辺は本当に大丈夫なのか。メーカー保証なんかも含めて、6億とかでしょう、安い金ではないですから、どうなっているのか。

それと、あわせてメンテナンス費用というのもこれかかるのだろうかというふうに思うのですが、これは同じように入札された会社にメンテナンスも行うということなのか、ちょっとあわせて再度お尋ねしておきます。

○議長（祝 優雄君） 危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） メンテナンスにつきましては、この工事契約の中には入っておりません。別契約となっております。それで、基本的にはメンテナンスにつきましては受注会社が主になって地元業者にもメンテナンスできる機械でございますので、その辺のところは十分考慮していきたいと考えております。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第78号についての質疑を終結します。

議案第79号 佐渡市緊急情報伝達システム整備事業引込設備工事請負契約の締結についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 今度は、屋内の中に緊急の情報端末入れて、ラジオ入れてというやつなのだろうと思うのですが、この工事そのものは引き込みだけなのか、設置も含めているのか、これだけだと、ちょっと説明書だとわかりにくいので、どうなのかということをお尋ねしておきたいし、これが2期工事になるのだろうと思うのですが、当初非常に加入率が低いということが言われていたのですが、この工事も含めて全体としてどのぐらいになるのか。

それと、もう一つは甲斐市長も言っているように高齢の島ですから、こういった災害の弱者を救うという、災害弱者という対策でいうと聴覚障害者、かなりいますよね。その世帯なんかは、あなた方はどのように対応しているのですか。

○議長（祝 優雄君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 1点目のご質問ですが、これはあくまでも引き込み工事ということで、ケーブルテレビの基幹からいわゆる軒下までのケーブルの引き込み工事でございます。

それからもう一点、視聴覚等の障害者の方に対する対応なのですが、文字放送ができる部分もオプションでございますので、希望される方にはそれを設置していくという計画でございます。

加入率の関係ですが、第1期工事、昨年度やった相川地区、畑野地区、小木地区、羽茂地区、赤泊地区、合計で現在72.5%、これにつきましては5月半ばから再度説明会を行いまして加入の促進を進めておるところでございます。平成25年度工区であります両津地区、佐和田地区、金井地区、真野地区、新穂地区、これは現時点で平均して約50%程度にとどまっておりますので、これも5月には各地区で説明会を開いて今後加入の促進を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 引き込み工事ということですが、要はその家庭のところに行くわけだから、この後緊急端末を設置していくのだろうけれども、先ほどのお話ですが、災害弱者である聴覚障害の方というのは第1期工事ではどのぐらいいて、オプションで対応しているというのだけれども、どういう対応をされたのか。第2期でいうとどんなふうになっているのか。

○議長（祝 優雄君） 危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 今議員のご質問のオプションの文字放送の関係ですけれども、第1期工区につきましては申込者はゼロです。それから、今回第2期工事につきましても今のところ申し込みはございません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 聴覚障害者は、手帳をもらっている方だけで467人いるわけです。ゼロという話は大体おかしいし、本来ならばそういった聴覚障害者のところにはきちんとオプションつけて、ぜひ置いてくださいよと言って、災害弱者なのだから、やっぱりやっていく必要があるし、これゼロなんていう話は私はないと思うのだけれども、そこは関係各課と連携をとりながら、災害弱者という捉え方でいうと聞こえないのだから。やっぱりそういう対応をきっちりやる必要があると私は今の答弁聞いていて思っているのですが、オプション、その辺はこの工事、また1期の工事も含めてどんなですか。考え方を教えてください。

○議長（祝 優雄君） 危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 関係各課と協議しまして、その辺のところは再度十分ケアをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第79号についての質疑を終結いたします。

議案第80号 消防救急無線デジタル化設備整備工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第80号についての質疑を終結します。

議案第83号 相川支所・相川消防署庁舎等建設（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） くどいのですが、相川庁舎と、消防も入るのだろうと思うのですが、ちょっと図面見にくいのですが、津波との関係ではどのような対策をなされているのか。

それと、きょう議会に配られた第2回の常任委員会における要望に対する処理状況の中で、この8月に建設基準を設けた整備指針をつくるというのだけれども、そういったものが、8月ってすぐです。大分もう煮詰まっているのだろうと思うのですが、そういったものもしっかり入れた中身になっているのですか。

○議長（祝 優雄君） 鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） 説明いたします。

構造につきましては、相川支所のほうにつきましてはピロティー構造となっています。1階部分がピロティーになっているわけですが、消防署のほうの外壁につきましては、あるいは支所の一部につきましては外壁が押出成型セメント板と申しまして、比較的の外れやすいといえますか、工場で生産したものを取りつけるという構造になっていますので、強い津波といえますか、津波の圧力を逃がすというふうな工夫もされているというふうに設計事務所から聞いています。

それから、床の高さのほうですけれども、支所のほうにつきましては2階の床の高さが9.3メートル、これは地盤からの高さです。地盤からの高さは標高です。2階の床高さが9.3メートル、それから3階の、これは消防署のほうになりますけれども、床高さが13.2メートルということになっていますので、弱者につきましては2階、あるいは3階へ避難することができるというふうに考えています。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私が聞いたのは、あなた方が津波防災上の配慮をするために一定の建設基準を設けた指針をこの8月につくるというのだから、8月ってすぐではないですか。かなり煮詰まっているわけではないですか。だけれども、この事業そのものは大分前から進んでいるのです。その部分がきちんと反映されているのかどうなのかということをお尋ねをしたわけです。

それともう一つは、今避難所も3階にある、消防も上にあるというのだけれども、津波が来ると消防は出れないわけではないですか。津波が来て、避難する住民で海辺に逃げる人はいないのではないですか。山へ逃げろというのが今の大方の考えなのではないですか。その辺は、ちゃんと考慮されているのですか。

○議長（祝 優雄君） 庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） 説明いたします。

1点目の浸水区域のことにつきましては、まだ県が正式なものを出していませんので、何とも言えない状態で、私たちは新潟県の地域整備部と相談いたしまして、現段階での考えられる建築基準法に照らした確認申請というものは、この段階では許可できるというような形で説明をいただいています。

それから、避難のことですけれども、もちろん津波の状況によりましては高台へ避難ということを一義的に考えているのですけれども、先ほど私が説明した部分につきましては非常に弱者等が支所、あるいは消防署に訪れていた場合に当面2階、3階の高さは確保できますので、そこへ避難することもできるというふうに説明させていただきました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 支所にいて津波が来たって、上へ上がれというのではなくてやっぱり向こうへ逃げるしかないです、高いところに。確かに県の想定図は出ていないというけれども、海はすぐ目の前ではないですか。そういうことを言ったら、もうちょっとこれ津波対策も含めて私は検討する余地があるのではないかということだけ言っておきます。

○議長（祝 優雄君） これは、説明は要るのですか。

○8番（中川直美君） 答弁は要りません。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第83号についての質疑を終結いたします。

議案第84号 相川支所・相川消防署庁舎等建設（電気）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第84号についての質疑を終結します。

議案第85号 消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の締結についての質疑を許します。

猪股君。

○17番（猪股文彦君） 予定価格が3,600万で、約半値で入札が行われているけれども、どうも心配というか、ホンダも評判のいい軽自動車がリコールがあったように、こういうものはたたけばたたくほどいいという感じなのですが、前の庁舎なんか見ると大体90%ぐらいで落としている。こういうことについて、私は消防車とか救急車みたいなのは普通の乗用車より心配な面があるのですが、問題がないと消防長は考えているのかどうか、その辺説明願いたい。

○議長（祝 優雄君） 深野消防長。

○消防長（深野俊之君） 説明いたします。

今回のポンプ自動車の契約につきましては2台を発注したということで、単体で1台を購入するよりもメーカー側としましては、それと2台の仕様につきましても同じ仕様ということで、業者のほうにつきますと大量に受注することでシャーシの調達コストを下げるだとか、そういった部分がありますので、またその業者によりまして目標台数を達成するために競争が激しくなっていると思っております。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第85号についての質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第74号から議案第80号まで、及び議案第83号から議案第85号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、申し上げます。議案第81号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について、議事に

入ります前に市長より発言を求められておりますので、これを許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） お願いいたします。

さきに配付をさせていただきました補正予算の第1号にかかわる内容につきましては、議会のご意見を踏まえまして訂正させていただきました、本日新たに配付させていただきたい、そういうふうを考えているところでございます。どうかひとつご理解の上、お認めをいただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） ただいまの市長の申し入れについて協議するため、議会運営委員会の開催を要請いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

---

午前11時02分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ただいま配付した議案第81号について、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、金田淳一君。

〔議会運営委員長 金田淳一君登壇〕

○議会運営委員長（金田淳一君） 議会運営委員会において、先ほどの市長からの申し入れについて協議いたしましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会において鋭意協議した結果、議案の差しかえは議題の宣告前でありますから、法的には可能な行為とはいえ、一旦配付したものを訂正し、再配付をするという行為は原則的には好ましいことではありません。したがって、議会運営委員会としては執行部に対し厳重に注意し、市長からの差しかえの申し入れを了とすることといたしましたので、そのようにご了解願います。

したがって、これより議案第81号の議事に入るわけですが、ただいま事務局が配付した予算書に基づいて市長から提案理由の説明があります。そのようにご了解願います。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

---

日程第6 議案第81号

○議長（祝 優雄君） 日程第6、議案第81号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

市長から提案理由の説明を求められております。これを許します。

甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） よろしくお願ひ申し上げます。

議案第81号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ6億1,128万7,000円を追加し、予算総額を529億1,128万7,000円とするものであります。

補正内容は、歳出では離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、新たに創設されました離島活性化交付金事業に7,628万6,000円を予算計上するほか、企業6次産業化推進モデル事業に1,275万円、火葬場整備事業に2億8,430万1,000円などを予算計上するものであります。歳入では、その財源として国、県支出金、市債などを予算計上するものであります。よろしくご審議をお願ひ申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 本案の質疑は歳入、歳出別とし、歳出についてはさらに複数の款に分けて行います。

それでは、議案第81号の歳入についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 仕組み的にちょっとわかりづらいので、教えていただきたいと思うのですが、ご案内のとおりアベノミクスの中でかなり公共事業の積み増し云々もあるわけですが、元気臨時交付金、この前の新聞報道ですと20億800万円ですか、県内で第3番目ということで第1次配分というのが報道されていましたが、今回入っていないのだろうとは思いますが、その辺の中身はどうなるのか。

それと、もう一つは本来20億円自分のお金で使うものが国の交付金で使えるということですから、佐渡市の財政とすると20億円丸々浮くという格好にもなるわけですね。その辺は、予算方針として具体的にどんなふうに対応していくつもりなのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 元気臨時交付金でございますけれども、今現在国のほうからは1次配分ということでおよそ20億円が示されてきております。ただ、この後国のほうで留保している部分がありますので、2次配分の関係の照会が来る予定になっております。それと合わせまして次期議会にその計上をしたいと考えております。ただ、この元気臨時交付金の算定におきましては、24年度の国の経済対策をもとにしての算定になっておりますので、佐渡市におきましても24年度の3月補正、それから国の15カ月予算の考え方に沿っての25年度当初への反映等も元気交付金等もある程度は意識しながら予算を組んできたものでございます。今回の6月補正には、したがって今のところは計上されておられません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると、この間リーマンショック以来、麻生内閣あたりから緊急経済対策としてかなりの現ナマがおりてきて、結局それを使って経済対策をやった。今回のアベノミクスの中身でいえば、この20億円分を新たな事業をやって雇用を喚起したり、やれということが中身ですよ。今の財務課長の話ですと、20億円分を使った事業をこの後9月なのか、事業だからもっと早くやらなければいけないから、私は臨時会だろうというふうに見込んでいたのだけれども、そういう20億円分を使っていくという考え方なのかどうなのかが1つ。

それともう一つ、全体各課連携で協議しているのだろうと思うのですが、子ども安心基金の積み増しもされて、例えば保育園の建てかえみたいのも使えと、安心基金が。この元気臨時交付金も使えるというのが国の見解だということで、全国的には大分喜ばれているのですが、それ全庁を網羅して必要なものを

きちっとやっていくという、昔でいうとプロジェクトチームというのが以前はあったのだけれども、今回は単純に財務課長の裁量の中で、あるいは市長の政策に基づく中だけで進めていくということなのでしょうか。その辺もう少し教えてください、

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 元気臨時交付金につきましては、今ほども説明しましたように、その20億円の根拠となっておりますのは、24年度の3月補正のときの地方負担分が算出の根拠となっております。佐渡市におきましても、ほぼそれに沿った形で数字が示されてございます。これについて、今のご質問にありましたけれども、今後新たな事業としてこの20億円を全てそこに計画をするということではなくて、既に15カ月予算ということで3月補正から25年度の当初に一定程度の投資的経費も予算計上しながら進んでおりますので、そういった事業にかなりの部分の財源を充てていくべきではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ここは、非常に重要なところで、財務課長と意見が合わないのだろうけれども、結局さっき私冒頭で言ったように本来借金でも何でもして自分の金使って公共事業やいろんなものをやる予定だったものがこれで算定されてきたわけだから、形としてはその分佐渡市としては余裕が出るということになるのです。アベノミクスもいいとは思わぬのだが、経済をよくするというところでいえば、その分を使って事業をやりなさいよというのが大枠の仕掛けでしょう。今の話だと、結局もともとそこにあるのだからという話なのだけれども、そこはやっぱり私いいか悪いかは別として、地方にとっては必要な事業がいっぱいあるのだから、それは一定程度仕掛けていく必要が私はあるというふうに思うのですが、これは政策判断だろうと思うのですが、市長、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えをいたします。

これは、今財務課長が説明したように15カ月予算とかと、そういう形で今までやっていたものに対してこれが積算根拠になっているわけでございます。したがって、今までやっていたものを全部穴埋めするというのではなくて、それは一部これからのものには使うという形で、いつの議会にお願いするかは別としても、そういうことはこれからやっていかなければならないのですけれども、そういうスタンスで私どもは考えておるということでございます。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） それでは、財務課長、お願いをいたしますが、今非常にいい話し合いを中川君とやったのですが、めどの立つ予算が入ってくる、それに対する事業の運営、あるいは何に向けようかという計画、こういうものが9月の議会で議決をもらう状況に来ておって事業計画を我々に示すことができないというようなことは、甲斐さんの日ごろの先頭になって頑張るなんていうマニフェストからしてもおかしいのではないかと。やはり事前にもっと議会にオープンに、こういう格好で穴埋めに充てるとか置いたとかというのではないですよ、そういう部分が、ふえる部分が出てくるわけですから、その使い方をやっぱり市民に、あるいは職員の皆さんにやる気を出す意味を含めても当然こういったところに充てようとか、

こういう考えを持っておると、そういうようなお考えは市長はお持ちにならないのですか。課長とあわせて答えてください。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 元気臨時交付金の関係につきましては、国から今限度額、しかも第1次配分の限度額が示された状態が今の現在の状態です。この後、国が留保している分の2次配分の関係についての照会等がこの後来る予定になっております。最終的には、それらを受けて佐渡市のほうで事業計画を県を通して計画を出して、その計画について内示なり決定をいただくという手順を踏んでいくこととなりますので、その計画をつくる折にですけれども、それについてはどういった事業に充てられるというのは、基本的には起債の充てられる地方単独事業という条件がついておりますので、24年度のものに今それを充てることはできませんけれども、25年度既に予算計上している投資的な経費、そうした部分はやっぱりその部分に充てられるものは基本的には充てていくという意味では財源が浮いてくるという、先ほどのご質問もありましたけれども、それに加えて新たなものというものが考えられるかどうかというのは今後の検討だと思えます。

○議長（祝 優雄君） 市長、ございますか。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員のご質問の中でありますが、こういう元気交付金なり、あるいは離島活性化交付金という制度がございます。これについて、私どもはこういうことをやらなければならない、こういうことをやろうという計画は持っておりますが、しかし全部それが該当になるとは限りません。つまり要綱上、いろんなこれはこういう縛りがあるとか、こういうのがあるということでございます。今回の予算、補正で出しているものもごく一部なのですけれども、そういうものは実は我々はもう検討してメニューもあるのです。こういうことでやっていこうと。しかし、それが国から来るものの基準に当てはまるかどうかということについては、要綱が来た段階で精査をし、議会に相談をすると、こういう流れになるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 今の課長さんの説明は、なるほどということで理解はいたすのですが、市長が青写真もあるのだと、検討もしておるのだと、そういうことであるならば額面どおり元気プロジェクト、あれは元気を出せという交付金なので、事前に議会に話を進めながら国から来た段階で修正をすればいいと。そういったものが何にも見えてこない。前向きな政治ではなくて後ずさりをしておる。あるいは、来たものを持たねば何にもできないと。非常に消極姿勢だと言われかねないのですが、市長の本分からすると逆行なのではないかと私は思うのです。あなたは、俺が先頭になって旗振って何でもやっていくのだと、政治姿勢をそういうことまで申し上げておるのですから、そういうものが入ってくるという、額面が正確なものはわからないであっても、そういうことがあるわけですから、ぜひ私は前向きに市長にそういうことを開陳してもらいたい。そういうことでみんなが元気出せるものは元気出せばいいと、あるいは補正でそれが来たために元気になれるというような方向で事業計画というものを大事にしっかり握っておらないで、やっぱりケース・バイ・ケースで出していきたいと、こう思います。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第81号の歳入についての質疑を終結します。

次に、議案第81号の歳出についての質疑に入ります。

2款総務費及び3款民生費についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 歳入と同じ角度の問題です。まだこれ国からきちんと来ていないのでしょうか、ページ数でいいますと15ページ、民生費の児童福祉費の子育て支援事業費であります。今回、1つはこの計画そのものは子ども3法案の改正に伴うニーズ調査の委託料だというふうに思うのですが、子育て3法案の関連でいうと、子ども・子育て会議をどうするのか。たしかどなたかの一般質問に甲斐市長はやりますというようなことを言っていたのですが、国の通知も来ていると思うのですが、この4月からやるのが妥当だよというふうなのも来ているのだけれども、しかも中央でつくった子ども・子育て会議がこういった調査の中身を含めて、やっぱりこういったことを調査しようということやって初めて調査というのは私は生きるのだろうというふうに思うのです。これを単純にどこかに丸投げするのかななんて思うのですが、その辺が具体的にどうなっているのかお尋ねをしておきたい。

先ほど歳入との関係で言えば、もう一つ正規雇用云々ということで民間保育園の保育士の単価に対する処遇改善の費用は措置されています。予算化されています。まだおりてきていないのでしょうか、それは具体的にどのように対応する予定なのか。つまり一般的に言われているのは、1人当たり月8,000円、主任保育士で月1万円の給料上げるというのです。だから、その辺の計画はどのようになっているのか、ちょっと大切なことなので、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 笠井社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） お答えいたします。

まず、子ども・子育て会議のことですが、以前にご質問がありましたけれども、従来あります組織であります佐渡市次世代育成支援推進協議会を、これを活用してやっていきたいと思っております。

それから、今回調査ですが、設計あるいは印刷、それから結果取りまとめにつきましては業者のほうにお願いをしたいということで今回予算を計上させていただきました。

それと、安心子ども基金の関係ですが、国の平成24年度の補正によりまして安心子ども基金の積み増しと事業実施期間の延長が決まっております。その中で、待機児童解消のための保育士確保策の一環として民間保育士の処遇改善の新メニューが盛り込まれて、今年の1月に私どもの保育士処遇改善事業の所要見込額を県のほうに提出しております。今後県との協議を踏まえまして事業が採択されまして交付額が決定しましたら、その時点でまた補正対応させていただきたいと、このように考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 国の通知だと、今ある次世代育成の会議でやるのもいいということになっていて、ただしその中で、さっき私が言ったように調査をすることがその会議そのものに任されているわけだから、この調査そのものというのは次世代の会議を開いて、今後の国の制度が変わることも含めて佐渡市の中で子育ての問題についてはこういったことを調査したほうがいいのかということに基づいて調査そ

のものを設定して委託をするということが私は必要だと思うのですが、その辺はちゃん会議も開かれてなされているのかということが1点。

もう一つは、処遇改善の関係です。佐渡市の場合はいびつでありまして、民間の保育園は正規職員が多い。もちろん公立の保育園よりも単価は、給料安いでしょうけれども。公立の保育園は6割が非正規で放置されているわけです。だとしたら、同じ保育士という角度でいうと、これは先ほどの20億円の話ではないが、きちんと同じようにやっぱり私は対応する必要があると思うのですが、市長と協議しているか、市長もそうだなという顔して私のほう見ているような気もするのですが、どうでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） お答えいたします。

調査につきましては、今後次世代育成推進協議会を通しまして、オリジナルの調査項目もございまして、取り入れていきたいと思っております。

それから、保育士の関係については今後検討させていただきたいと思っております。お願いします。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） では、市長にお尋ねしておきます。

この前の日報にも載っていましたが、今年度の、甲斐市長は雇用の問題で雇用は重要だということで、例えば正規雇用や期間のない、正規雇用をやったら1人当たり10万円ということでやっているわけです。あれどの程度活用されるかどうか、ちょっと疑問なところもあるのだけれども、さっき言ったように民間の保育園と今公立の保育園でいくと、公立の保育園のほうが保育士の条件が劣悪なのです。そこは、検討、考える必要があると思うのですが、ちょっとお聞きをしておきたい。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今担当課長もご答弁申し上げましたように、検討するというところでございます。私もその辺はちょっと精査をしまして前向きに検討させていただきたいと思っております。どれだけの差があるかとかということについても正確に把握をしながら、その辺が制度として可能なかどうかということも含めまして、もうちょっと勉強させてください。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

2款総務費及び3款民生費についての質疑を終結します。

4款衛生費及び5款労働費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

4款衛生費及び5款労働費についての質疑を終結します。

6款農林水産業費及び7款商工費についての質疑を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 22ページの観光費の中のフィルムコミッション事業1,000万、これはこのほとんどが民間営利会社に対する補助であって、特定企業への便宜供与だという声が大きいのですが、については課

長に詳しくこの1,000万の内容説明をいただきたい。

○議長（祝 優雄君） 濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） それでは、説明いたします。

補正予算書の23ページ、フィルムコミッション事業1,000万でございます。財源といたしましては、離島活性化交付金、国の補助でございます。2分の1補助になりますが、これを活用して進めたいということでございます。それで、市民から協力をいただきまして、2年間かけて佐渡でロケをいたしました映画が完成いたしました。10月から全国公開ということで全国70カ所で公開が行われる予定でございます。5月末に試写会がございまして、行って見てまいりました。佐渡の人情あふれる感動的な作品となっております。それで、市といたしましては離島活性化交付金を活用いたしまして、この映画を活用して観光誘客を推進したいというふうに考えてございます。それで、大まかに分けまして4つの事業を行うということでございます。1つが現地、高千になりますが、高千やロケ地に看板などを設置するとともに、マップなども作成いたしまして現地や撮影地を観光スポットとして、観光素材としての魅力づくりをして発信していくのだというのが1つでございます。それから、2つ目が映画監督、それから主演をした女優などを活用いたしましてメディア向けにPRということでメディア向けの上映会、それからミニライブコンサートということで、撮影地となった佐渡観光をPRするというところで観光誘客を図るということでございます。3番目が映画を観光素材に育て上げてPRして活用するには、やはり島民の方から認知が必要と、不可欠であるということでございますので、劇場公開前に佐渡で先行上映会、特別な上映を依頼いたしまして、島内11カ所において特別上映会を開催するというところでございます。島民にも認知が必要という意味合いから入場料の一部を市が助成して、島民からの認知の割合を向上させていきたいということでございます。

それから、10月以降に公開される全国での劇場公開でございますが、首都圏や関西圏での劇場公開に合わせまして上映される映画館でパネル展、それから観光ブースなどを設置いたしまして、撮影地となった佐渡観光をPRしてまいりたいということでございます。

議員お尋ねの利益誘導ではないかというようなことなのですが、この映画については通常全国の70カ所でしか公開をしないところを特別にぜひ佐渡の島民のために見せてもらいたいということで特別にお願いした経過がございます。それから、島民の方々にも多く見てもらいたいという意味合いから、入場者1人当たり500円を市が助成をさせてもらいたいということでございます。それで、結果として大人の方には入場料が1人1,000円、それから高校生以下については無料ということにしてもらえないかという話をしているところでございます。島内小中学生、高校生については、教育的な見地の意味からも意義があることかなというふうに思っております。それで、8月の終わりから9月の半ばにかけて島内11カ所で公開をします。それで、定員が約6,000名ぐらいになるものですから、1人500円掛ける6,000人ということで、この先行上映に関する費用についてはマックスで300万円ということで計算をしております。これがもし下回ればその下回った金額、上回れば300万で打ち切りという内容でございます。

それから、先行上映するに当たりまして大勢の方から見ていただく必要があるということで、公開の初日には監督、それから主演の女優、それから音楽監督をしていただきました宇崎さんなどに来ていただきまして、舞台挨拶というようなことも計画してございます。それから、当日、8月30日なのですが、小木

港祭りがございまして、それにライブイベントをしたいということで、先行上映とあわせて個人向けの誘客イベントというようなことにもなるのかなということで、島民の映画の関心度アップとあわせて誘客にもつながるといってライブイベントを計画してございます。これが先ほど申しあげました舞台挨拶、それからライブイベントということで、出演者の謝礼、それから旅費、それからステージの設置一式で合わせまして300万円ということで、先ほどの上映会と合わせましてこの部分で約600万円程度ということでございます。

それから、最初に申しあげました全国での劇場公開に合わせましてパネル展、観光ブースというようなことを申しあげましたが、その費用が約150万円ということで、その他合わせまして約800万円を業者に委託するというところでございます。それで、この映画については著作権が発生しておりまして、ほかの方にお問い合わせするわけにはいかないということで、番組制作会社に委託して行わせていただきたいという内容になってございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 今課長が答弁されたように、映画制作会社、アッシュジャパンにほとんどこの予算をやってしまうということです。内容説明を詳しく伺いましたが、これは目的が「飛べ！ダコタ」を活用して佐渡への誘客を図る仕事です。ところが、佐渡の先行上映、誘客、島外から一人もお客さんを入れない、来ない、可能性はゼロ。宇崎竜童のライブイベントに300万、新潟で宇崎竜童のミニコンサート50万、これは観光誘客には全くならない内容なわけです。つまりアッシュジャパンに1,000万のうちの800万やって観光の誘客に本当に活用できるかどうかという大変際どい予算だと思うのです。もう一点、ロケ地に看板を立てるといのはわかりましたが、全国で70カ所ですか、上映する、いい映画ならヒットする可能性はあります。島外の全国の皆さんがこの映画を見て佐渡へ来たときに一番大事なことが抜けているのは、「飛べ！ダコタ」、どこを探しても現場もなければ看板もなければ何も無いわけです。「飛べ！ダコタ」の現地なり飛行機を見に来ただけけれども、どこにもない。つまりリピーターがそこで途絶えてしまう、終わってしまうということだと思ふのです。例えば昭和29年、私の生まれた年ですが、尖閣湾揚島、「君の名は」が映画化されました。あそこのつり橋で佐田啓二さんと岸恵子さんのラブシーンをやったら、その後何十年間どっと観光客が押し寄せた。今もあるそうですが、揚島の水族館の2階は展示室になっているそうです。そのときの映画の上映状況、作成状況などをまだ展示している。そういうものを見にどっと10年間ぐらいたくさんのお客さんがあそこへ入ったわけです。ところが、本来の趣旨である「飛べ！ダコタ」を活用して佐渡への誘客を図っても、来たお客さんはどこも見場所がない。金山、スカイライン、南部の従来からある史跡コースはあります。でも、ダコタを見に来るお客さんに見せ場が一つもないわけでしょう。それでは片手落ち。実は、高千のほうから提案書がかなり綿密なのが出ていますが、高千の自然休養村センターというのですか、ダコタの関係資料展示館をつくってほしいとか、ダコタの記念の公園を開設してほしい、詳しく要望が上がっています。これみんな観光振興課で蹴っているそうですが、私はこういうものが必要だと思うのです。ですから、これも並行して進めてダコタを活用して観光客誘客を図るといふ方向でないと意味がない。宇崎竜童に新潟で歌わせても観光誘客になりますか。答弁下さい。

○議長（祝 優雄君） 観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 議員おっしゃるとおりでございます、これからできた映画をどう観光素材として活用していくのかというのが一番の問題になってきます。それで、1つはロケ地に看板ということもございますが、今高千のほうでもいろいろな中で地元の観光素材を磨くという活動を市も中に入りましてやらせてもらっております。その中の中心的なものとしてこの映画の観光スポットというようなものを生かしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 課長が考えているのは、ベニヤ板でつくって顔が出る、写真を撮る板を1枚設置しようかなというようなことを言っていたんですが、私が言っているのはそういうことではないのだ。今素浜に放ってあるダコタ飛行機の機体を高千へ運んで、この海岸でそういうことが行われたのだということを総合的に、大きな杉の木で今観光客を誘致できましたが、またほかのもう一つの面で観光誘客をできる拠点として総合的に考えて進めなければ無駄金になりますよ。島民に300万もかけて映画を見せて誘客になりますか。宇崎竜童に新潟で歌わせて佐渡の観光客の誘客になりますか。それで600万でしょう。そういう企画ではだめなのです。だから、一部の営利企業に便宜供与を図っていると、こう言われるわけ。だから、総合的にもう少し観光客を真剣に呼ぶための政策を考えてください。どうです。

○議長（祝 優雄君） 観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） お答えします。

8月から新聞紙上に、新潟日報とか、それから映画作成会社でも大キャンペーンを張る予定になっていきます。それに合わせまして、うちのほうとしても旅行会社等にツアーを組んでくれとかというようなことは、予算にはあらわれておりませんが、十分にやってみりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） 済みません。観光費の中の外国人旅行誘客事業の中にアース・セレブレーションの補助金の増額があります。これ500万ですが、当初予算が1,050万の補助金のはずですが、50%も増額になった内容というのは一体何なのでしょう。それと、その関連でプラス300万ついています。合計すると1,800万になります。その観光振興イベント支援事業補助金というのは当初予算で1,800万です。佐渡島内の各地のイベントに補助金を出しているのが1,800万、これを合計しますとアースだけに1,800万という金額になろうかと思いますが、この辺はどういうふうにお考えになっておられるのですか。

○議長（祝 優雄君） 濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） お答えします。

23ページの外国人旅行客誘致事業、アース・セレブレーション補助金増500万という内容でございます。今回文化庁の補助金であります文化芸術創造発信イニシアチブ事業というようなことで申請したところ、500万円の補助が出てくると。これは、文化庁の100%補助になります。それで、内容につきましては文化交流イベントを中心とした地域活性化の取り組みを加速させるため、5カ年の計画で「アース・セレブレーション」地域文化活性化事業を実施すると。1年目は、歌舞伎役者の坂東玉三郎さんの監修により、佐渡の芸能の魅力を総合的に紹介するというので、そういう補助を申請いたしまして今回補助が決まりま

したということで、その部分を財源として補正させてもらうとともに、支出のほうも上げさせてもらうということでございます。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） そうすると、この500万というのは当然イベントの経費ではなくてイメージアップを図っていくもののプラスアルファの事業ということで理解してよろしいのですか。後で、僕は所管ですから、詳しくやりますけれども、別のイベントの予算の経費以外の事業をプラスしたということで理解してよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 城山コンサートの中で行います上妻さんの和太鼓の披露などというようにことで、イベントの中での費用に充てるということでございます。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） そうすると、イベントの補助金という理解になりますよね。500万補助金もらった市の500万負担を減らしてもいいのではないですか。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 既に今回のアース・セレブレーションの実行委員会の総会がございまして、この中でこの500万の補助金のみ込んで事業計画を立てたということになってございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 村川四郎君。

○14番（村川四郎君） ちょっともう一回バックしますけれども、「飛べ！ダコタ」のフィルムコミッション事業なのですが、確認しておきたいのです。これは、「飛べ！ダコタ」のフィルムコミッション事業が最初始まったときに、市の姿勢としては民間の営利目的の映画をつくるのに市が深くかかわるのは云々ということで非常に非協力的姿勢であったわけです。観光に利用すればいいという意見の中でそういう声があったのですけれども、ご承知のように最初のプロダクションの会社が資金がつかなくて抜けたということで、佐渡の小木町出身の島外で成功された方が大変なお金を提供していただいてこの映画の完成にこぎつけたと、そういう経緯があったということで、私はその人の本当に大変なお金、金額は1億とか2億という話を聞いているのですけれども、その方の厚意に応えるためにもこれは絶対佐渡の観光に結びつけるような形へ持っていかなければいけないと。ということで、この事業は内容は吟味しなければいけないのですけれども、当然映画の宣伝は協力すべきだと。もう一つ、先ほど近藤議員が言われましたように、この映画のことをインターネット等で知って佐渡に現地を見に来られている方が現に何人もおられるそうです。高千に行っても何もないということで大変がっかりされている。今飛行機は、あのダコタは羽茂地区の素浜海岸に置かれていると。実際問題、私はこれもネットで知ったのですけれども、この本物の飛行機というのがシスター・アンという名前で、大変いろんな麻薬を運んだりよその国に行ったりとかということで、今アメリカにあるけれども、お荷物になっているという経緯もありまして、実はこの本物の飛行機を持ってきて置いたらどうかということもあったのですけれども、大変な輸送料もかかるということなのですが、そういうことも含めたらこの今あるダコタを、高千の先ほど言われました公園とか立派なところも、広いところもあるそうですので、あそこに持っていくというようなことも考える、そしてせつ

かくのこの美談は佐渡としても誇りであるし、それで観光誘客ができればというところも検討すべきだと思うので、多少その辺考え方を変えたのかどうかと。こういう事業をやるということは、当初ちょっと非協力的な態度だったのが地元出身の方に大変出資していただいたので、それを観光に不振の中で使おうということに態度を変えられたのか、その辺市長にちょっと教えてほしいのですけれども。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） この「飛べ！ダコタ」の映画だけではなくて、佐渡の中で映画もつくっているわけです。これは、フィルムコミッションの事業としてやっております。フィルムコミッションの事業そのものは、事業主体というものの、実行委員会組織をつくってフィルムコミッション事業というものをやっているわけです。私ども行政の中においては、例えばエキストラの手配だとか、そういう形のことをお手伝いをする。我々行政がやらなければならないのは、その映画ができた段階でそれをどうやってPRをするかということが我々行政の仕事であります。したがって、ここのフィルムコミッションの事業と我々がやるべきことというのは明確に分かれているわけ。これは、もう常にずっと言っているし、佐渡だけではなくてどこでもフィルムコミッション事業というのはそういうものであります。したがって、冷たいというお話があったのでありますが、冷たいと言えば冷たいのしょうけれども、それは通常のものであって、また逆のことを言えば何でそのところまで行政が手を出すのだという話にもまたなりかねないわけがあります。したがって、これは一つそういう意味ある意味があるのだということをご理解をいただきたいということと、もう一つはさっき近藤議員からもございましたけれども、やっぱり高千であれだけの情のあるすばらしいことをやったということで、映画を島外の人たちも見てもらうのだけれども、こっちへ来て、ああ、この地がそうなのかということもやっぱり必要だと思っておりますので、ぜひそれについては新たにまた観光の中でどう取り組むのかということは観光振興課長に指示を申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 2つだけちょっともう一度聞かせてください。

21ページの園芸作物振興事業、これは一昨年ですか、経済対策で出たものと同じ内容なのかどうか。対象者も大体そういうふうに似ているのかどうかということが1点。

それから、ちょっと観光振興課長の説明と外国人旅行客誘致事業というのは、最初見たときは何か団体が来るのか、鼓童の関係で、あるいは円安でたくさん来るからその補助金かと思ったら全然違うお話なので、これの説明と内容が違うのではないかと思うのだけれども、その2点について説明願います。

○議長（祝 優雄君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

離島流通の補助につきまして、平成20年以降行われた対策のことなのですが、そこと内容的なものは大きくは同じなのですが、決定的に違うところが1点ございます。前回は、流通への補助金のみを支援しておりました。船代の2分の1ということでした。今回船代の3分の2を補助するのでございますが、国が3分の1、市が3分の1でございます。2分の1を生産者等に補助するのは同じでございますが、残り6分の1になりますが、これにつきましては今回の事業の趣旨に鑑みまして高付加価値販売、高く売る、また流通コストを削減するという目的のために使うということでございます。もう一点、対象者も少し変わります。1つ、前回は離島の流通、船賃といいますか、それに対象したもの全ての方でございま

したが、今回の場合は直売みたいな形でお客様に離島流通費を負担してもらっている場合は対象にならないということになります。すなわち、生産者が直接その流通費を負担している場合対象になると。ここが対象者として大きく変わるところでございます。

○議長（祝 優雄君） 観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

23ページの外国人旅行客誘客事業、アース・セレブレーション補助金増500万ということで、従来の予算ですと外国人旅行客の誘致事業の中の中心的な事業としてアース・セレブレーションへ外国人客に多く訪れてもらっておるものですから、当初予算では1,050万の予算を組んでおりました。ところが、実行委員会のほうでまだ財源を探してもっと外国人を呼べるような事業をしたいということで、文化庁のほうへ文化庁イニシアチブ事業助成金というものをいただけないかということでアクションを起こしてまいりました。それが今回5月の初めごろに内諾が来て、既に5月の9日にアース・セレブレーションの実行委員会を開く中では、500万円をのみ込んで事業計画をさせてもらっておるということでございます。それで、国の100%補助でございますので、財源のほうも見込みながら支出のほうもそれに合わせて市から出させてもらうということでございます。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 今の観光振興課長の説明だと、トンネル事業だから市は出しゃばらなくてもいいと、こういうふうなことで進めているのだらうと思うのですが、その他のものについてやっぱり全体としては市が大きく支援をしておる事業だと思うので、それ1つとっても国から100%もらうから俺たちは5月9日にやったよというその物の言い方は、いささか市民からするとちょっとどうかなというふうな感情になるかと思うので、これはこれで100%事業ですから、いいですが、来年度からわかりやすく、円安になって外国人もさらにプラスアルファでチャーター便で来るのだかなと、俺はこれ見てちょっとそう思ったのですが、その辺は今後の議論に任せたいと思うのですが、農林水産課長、これ対象者はそうかわからぬけれども、財務課長にも聞きたいのですが、本来はもっと零細な業者、市長は6次産業化と言っているのですが、そういう人たちから強い経済対策と同様の要望があったというふうに私は聞いておるのですが、これは庁議等でそういうものを、救ってやるという言い方はちょっとよくないかもわかりませんが、そういうふうに期待している業界というか、そういう人たちにも対象を当時と同じように広げてやるのがこの趣旨に合っているのではないかと思うのですが、これは農林水産課長だけの問題ではないかもわかりませんが、商工とも絡むかもわかりませんが、この辺は一体どういうふうに考えているのですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えをいたします。

議員がおっしゃるとおりなのですが、これは離島活性化交付金で対応をいたしている事業でございます。その離島活性化交付金の中に項目がございまして、定住促進の項目というのが3つあるのですが、そのうちの1つが定住促進です。この中で実は縛りがございまして、縛りがございまして、戦略品目の輸出に関するということで、戦略品目というのを3品目ということで限定されているわけです。これは、私も離島振興協議会の副会長させていただいておりますが、常々申し上げて、これは何とかしなければならぬと思っておりますが、小さな島と大きな島とを一緒くたにして3品目なんていうことはとんでもない話なので

す。壱岐の島と我々佐渡と比べ、向こうは3品目でもいいかもしれぬけれども、うちは10品目ぐらい必要なのです。そのことをもうちょっと弾力を持ってやってくださいよということは離島振興課長には申し入れてきました。これが実は10億円の一応の予算があるわけ、全体ですよ、あるのですが、現段階で8億でございます。7月に入りますと、追加でこれをさらに募集をするということで約束をいたしましたので、そういう中で考えていきたいと。制度上どうすることもなく、3品目以内ということになっているのですから、そちらのほうからとったということでございますので、議員のおっしゃる趣旨は全くそのとおりだと思っております。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

6 款農林水産業費及び7 款商工費についての質疑を終結します。

次に、10 款教育費及び11 款災害復旧費についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 非常に軽い気持ちになっております。というのは、皆さん振り返っていただきたい。6月5日に今議会の告示が行われた。このときに博物館の予算について議員懇談会を開いて詳しい説明をしなければならぬのではないかと、こういう提起をしました。その結果、13日の日によりやく開かれた。その中で重要なことが判明をしたわけです。そうしたら、きのうになってから俗に言う、私ども閣議運と言うのですが、ひそかに内輪内輪の話合いの議運というのが開かれて、議案第81号の表看板をそのままにして差しかえると。今懐かしく思っておるのですが、私が1年生のとき、今から四十数年前でございまして。平岩という人が議会事務局長でございまして、おまえたち1年生しっかり勉強してくれやということで2日ほど勉強をさせていただきました。その中で、予算の差しかえとはどういうものかということについて勉強させていただきました。そのときに平岩さんが言うた言葉が、換骨奪胎の差しかえはやってはいけませんよ、こういうこと。どういうことか。今度の補正予算、博物館の予算というのは、まさに八幡の博物館をかって市のものにして、そして博物館行政を進めると、こういうことなのでございます。そこで、今度の差しかえというのを見ると、1億2,127万6,000円というのが380万に変わっておるわけです。まさに換骨奪胎の差しかえなわけでございます。そういうことはさせてはならぬと思うから、ゆうべからけさにかけて私は議案番号を変えて出して81号は提案せぬほうがいいですよと、こういうふうに教えてきたのですが、ついに私の言うことは聞かないで自分たちで闇にやったやつを決めて81号を提案した。そこで、これからが大事なのだ。いいですか。ここに6月8日の新聞記事がある。これはどう書いてあるかというと、市出資の第三セクターが運営する佐渡博物館、八幡を14年度内に市営とする方針を固めた。そして、佐渡博物館を世界ジオパーク加盟に向けた拠点施設として位置づける。そして、小林教育長はコメントして、中心となる博物館を整え、1カ所で多くの資料が見られるようにできれば利便性も高まる、こういうコメントをしておるわけです。これだけコメントしたのです。さて、ここでどうしても議長から資料として1つ出してもらわなければならないものがある。何を出さねばならぬかということ、それではこの予算は市長が組んだわけでございますが、市長はこの予算を議会で審議していただくに先立って予算等についての記者会見をやっておるはずですよ。このときにこの博物館の問題はいかように説明をしたのか。これ

は、私は残念ながら、いつでも聞いておるのですが、今回だけはあなたの記者会見を聞き損なってしまった。これを文書で資料として出してください。私は、何を言うておるかという、こういう出し方、それはご自由です。そのかわりに私の言うこともブレーキではなくてアクセルが踏めるようになったのです。何でこれだけの大きな事業が突如として議案差しかえという形で葬り去るのか。責任者の、これにかかわったですよ、市長はもちろん大きな責任があるのだ。しかし、この事業を組み立ててきた中では相手側の借金があるのかないのか、またその財産について抵当権設定があるのかないのか、そういうものを全部調査をして、これでいけますということで上げたやつがおる。責任をとってもらわねばならぬ。そのためにも、まず市長が記者会見でこの事業についてどういう説明をしたのか、議長において資料を提出していただきたい。その資料を見た上でその核心に触れる質疑をしたい。

以上です。

○議長（祝 優雄君） それでは、ちょうど時間にもなりましたので、昼食休憩といたします。午後は、1時半としますが、それまでの間にそろえられる資料をそろえさせます。

暫時休憩します。

午後 0時08分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に要求をされた資料配付が終わっております。

これから、加賀博昭君の2回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 資料ありがとうございました。しっかりと読ませていただきました。こう言っています。「一つの島に、一つの市の中に全国的に見ても三つの世界遺産というようなものがある、或いはこれから目指しているわけではありますが、三つの世界遺産が一つの島の中にある、一つの市の中にあるというのは、日本全国探してもない。従ってこれを大いにPRをするためにはどうしても博物館機能というものが必要となってくる。したがって中心のところに博物館というものを置いて、それをどう動線で結びつけて観光客の誘客に結びつけるかということ、もう一つは佐渡の子供たちに勉強をしてもらおうということで、小学校から中学校、高校とその子どもたちがその場所に行って、勉強して、「佐渡にはこういったものがあるんだ。」ということを全員が知った上で島外へ出る人は出ていただくということになる。いわゆる教育、子どもの教育と同時に観光の視点で一つの拠点が必要だということで、市立博物館の統合という形で今計画をいたしておりまして、1億2,127万6,000円の予算を計上いたしたところでありまして」と、これは甲斐市長が記者会見で申し上げた後段の部分を読み上げたわけでございます。

それから、これはあなたが取材を受けてお答えになったことだろうと思いますが、ここに財界にいがた5月号がございまして。これの博物館のところを見てまいりますと、佐渡の場合は東の横綱がトキ、西の横綱が金山ですと、こうなっておるわけです。だから、大いに頑張らねばならぬなということですが、一方議会に提出した予算に関する記述がございまして。これは、どうなっておるかということ、市立博物館統合事業（社会教育課）というのがあって、その事業内容は佐渡唯一の総合博物館である佐渡博物館を市立に移

管し、佐渡市の3資産（佐渡金銀山、ジオパーク、ジラス）のガイダンス施設として、また市内の児童生徒や市民の学習の場として整備を行う経費を計上いたしました。まさに81号の予算そのものでございましょう。あなたは、議会に81号、つまり平成25年度補正第1号というのを提出し、そして今私が紹介したようなことを市民に報告し、アピールしたわけです。それを今度はきょうひそかに差しかえという形で380万のお金にすりかえて出したと、こういうことです。

その結果どうということが起こっておるかということ、1億1,747万6,000円を葬ってしまった。それから、先ほど紹介しましたが、6月8日のある新聞記事では、小林教育長がコメントを加えた報道がなされておる。さて、ここから先が極めて重大なわけでございます。私どもきのうの議員懇談会において、あれはどうも所有しておる者が経営がうまくいかなくなって身売りをせねばならぬようになっておるのがあの博物館、八幡の博物館です。当然それを買取るということになれば、これは常識としてそのものに抵当権設定がなされておるのかどうかということは常識中の常識の調査事項なのです。あなたは、部下のそういう報告を受けて、これなら大丈夫ということで予算の提案をしようとしたわけでございます。それがここへ来て挫折をしたというのは、一体どういう経過があるのでございましょうか。

それもきのう議員懇談会で私どもがその危惧される部分を質問しなかったら、きょうの取り下げもなかったわけです。そして、きょうは81号の提案が予定しておるわけですから、それがのったわけです。だからこそ私が紛らわしいことはやめて議案番号を変えなさいよということで懇切丁寧に説明をした。責任者はおるのだ、そこにごろごろと。

そして、私が仄聞するところでは、議案第86号というのが新しく提案される議案番号であるということまで私は承知しておる。それがきょう突如として81号の差しかえというやっちはならない換骨奪胎、挿入ということが行われたわけです。だから、聞いておるのですが、さてきょうまであなたが部下を信用して、そしてやってきたこのことについての調査責任者の名前を上げてください。そして、その者についてはどのような処分をするのか、それを含めてお答えください。質疑というのは、残念ながら3回しかやれぬのでございますから、今まとめて私が質問しておりますし、教育長の責任は軽いとは言いません。あなたにも言い分があったらお答えください。どうぞ。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私の市長としての基本的な姿勢、これは財界にいがたもそうでありましょうし、ちょっと財界にいがたのことはどんなことを言ったか完全に覚えておりませんが、多分間違いなくぶれていない、同じことを私は申し上げてきたつもりであります。したがって、この博物館の問題についても今議員が読んでいただいた内容、そのことは私自身も常々思っているし、そういうふうをお願いをしたい、あるべきだと思っております。これは第1点です。

もう一点は、このことについて私が市長としてそういう方向を出したならば、これを全て隅々から全部私一人でやるというわけにはいきません。これは、教育委員会の所管でございまして。したがって、教育委員会の方に私、市長としての姿勢がこうなのだから、これに対してどう対応していくかということは教育委員会がやるわけでありまして。そのことが正確に私に伝わっていないし、あるいは私がそれを正確に理解できなかったということについては大変申しわけないと。これは、おわびを申し上げます。しかし、現実

の姿としてはこういうふうになったということであります。

それから、差しかえの問題につきましては、私どもは議会の議会運営委員会、この皆様方と相談をしながらその指示に従ったということでございますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 新聞記事の件でございますが、私は議員全員協議会でお話ししましたそれ以上のことはコメントしなかったように思っております、ただそれがあの時期に出たということについては大変申しわけなかったと、昨日もおわび申し上げましたが、そういう次第でございます。

〔誰が責任者の名前を挙げるのだ〕と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 佐渡市の職員が仕事をしているわけでありまして、その責任は私でありますし、今回直接的にこういう形で食い違いが出てきたということについては、私は教育委員会のトップが教育長でありますから、というふうを考えております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君の質疑を許します。

○22番（加賀博昭君） 教育長、いよいよ教育委員会のほうへ市長は振ったわけだ。あなたたちのほうで調査したものが市長のところへ正確に伝わっていなかったと、こう言うておるわけだ。その結果、きょうのきのうだ。きょうのきのう私もかなり質問してきた。そのことに基づいて明らかになったのが土地等を含めて博物館に抵当権設定がなされておると。そのためにこっちもさっちもいなくなった。つまり4つの銀行の同意を得なければこれを買収することも利用することもできないのだという話になったのです。では、この調査を誰がやったのか。これはABCです。こういうものを買収するか利用するために取得するかというときは、これはもう常識中の常識なのです。そのものが正常に手に入るのかどうか、そのことに抜かりがあったと私は見ておるが、その実際の責任者はどうなのか。今こういう事態になってどのように考えておるのか。議会の質疑というのは3回なのです。だから、私はこれ3回で、3回だけれども、私の聞いておることだけは正確にしてください。今回さきの81号を事実上取り下げなければならない、つまり1億二千百何がしという金額を380万に落とさざるを得なかった、その主たる理由は何だかということをおし上げてきたのです。これの責任者は誰なのだ。それは、今どういうふうにご責任を感じておるのか、これは議会運営委員会がどういう扱いをしようと、これは市民は非常に関心を持って私の今の発言を聞いています。これは、当然加賀博昭の報告で実名入りで出すのです。しっかりお答えください。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 教育委員会の職員を監督するのは教育長でありますので、その責任は私にあると思っておりますが、実際仕事を分担してやっております、博物館のことですので、実務のほうは社会教育課でやっております。きちっとここがおかしいのではないかというような指導とか助言とか、そういうことをしてあげなかった自分自身の不明さを私は今非常に反省しております。

〔誰だと聞いておるんだよ。あんたの不明は当たり前のことだ。私の質問に正確に答えなさい。私言うた。3回しか私は質問できないんだと。しっかり答えなさい。答えられなければ議長において指示してくださいよ。加賀が聞いておるのはそういうことじゃない、こういうふうにごやってください。〕

だめだったら議事進行でまたやらなければならん。お答えください」と呼ぶ者あり]

- 教育長（小林祐玄君） 社会教育課ですので、社会教育課長の小林課長です。
- 議長（祝 優雄君） 金光英晴君。
- 16番（金光英晴君） 今ほど同僚議員の質疑の中でこの8日の新聞記事、あるいは市長の記者会見での発言というものが指摘されたわけですが、これは市民向けに、市民の方はそれを承知しておると思うのですが、今回差しかえて違う形になってしまった。この部分が市民は理解されないのではないかと思うのです。これきちっと市民に説明する必要があるかと思うのですけれども、そこのところをどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。
- 議長（祝 優雄君） 甲斐市長。
- 市長（甲斐元也君） 私も記者会見でこのこと、いわゆる方針については述べました。ただ、その際、私は議会の前の記者会見というのはいつもあるわけですが、他のときはそういうことはございませんが、議会の前の記者会見のときに必ず最初に申し上げることは、私はこういうふうを考えております、しかしながら議会、いわゆる私どもと議会というのは2つの輪っかでございますので、議会のご了承をいただかない限りはなかなか前へ進めません。したがって、私は努力はいたしますが、議会の承認が得られたならば速やかに対応をいたしたいと思っておりますということを必ず冒頭につけます。その上でこの発言をしているわけですが、したがって、私どもの責任でももちろん内容は詰めていなかったということでございますので、まず1つは理事会のほうには報告をしていかなければならないと、このことについて。これは、まずやっていかなければならないことだと思っておりますし、今後記者会見等々もあるわけでございますので、そこの中で私どもが先ほど加賀議員がおっしゃったように一番大事な、上屋は別としても下が、土地が宙ぶらりんになっている、こういうところが精査されておらなかったで、今回のものは下げさせていただくと。しかし、佐渡の博物館ということは必要なので、これからも努力はさせていただきますということは申し上げたいと思っております。
- 議長（祝 優雄君） 金光英晴君。
- 16番（金光英晴君） 市長は、会見の前に議会が通ればという話ですが、今回の場合は議会に提案の前に違う形で出てきたわけですから、議会のせいではないのです。執行部の手落ちで変えざるを得なかった部分があるわけですから、そこのところをきちんとやっぱり市民に説明すべきだと思うのです。どういう形でやるのかお聞きしたいのですが。
- 議長（祝 優雄君） 甲斐市長。
- 市長（甲斐元也君） 第1点目は、先ほど申し上げましたように、理事会にまずその真意を報告していかなければならない。それで、2点目は市民に対して、私はこういう事態を招いたわけでありまして、記者会見等の中で説明をすると、こういうことで、先ほど申し上げたとおりでございます。
- 議長（祝 優雄君） 中川直美君。
- 8番（中川直美君） 今回のこの問題、金額にして1億2,000万でしょう。今の議論聞いていると、全ては市長はわからぬから、担当部局にやらせたからというのだけれども、もともとの案そのものは議会に持ってきたら全然箸にも棒にもかからなかったわけでしょう。そんなものを出すようなシステムそのもの、

市の執行部として甲斐市政の中に教育委員会はあるのです。ですから、そのチェック体制というか、そういったものは一体どうなっているのかと疑わざるを得ない。1億2,000万という、こういった、今さっきる議員が言ったように大問題でさえこんなことだから、実は50万、60万のものでもいいかげんに意思決定をして議会に出して、議会もいいかげんに通っているのではないかと我々思わざるを得ないし、市民から見てもそんなふうに見えるのですが、その辺は皆さん方はどういうふうに改善していくつもりなのか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 市長部局におきましては、私は副市長等と一緒にしながら皆で議論をしております。しかしながら、教育委員会との間におきましては、もちろん打ち合わせをするのでありますけれども、ある一部の部分は教育長がおるわけでありますから、教育長のほうの責任でずっと調べてきて、それで最後に報告を受けるということになる。しかし、今回こういう事態を生じたということは、これは昨日もおわびの中で申しあげましたけれども、副市長と教育長が常にこのことを熟知しながら、このことというのはいろんなことでありますけれども、熟知をしながらその中で対応をしていくという体制、これをしっかりとらせていただきたいということを申しあげたところであります。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 担当の部署がやるのはもちろんのだけれども、最終的にあなた方が言うわけでしょう。ただし、この博物館でも行革の中で縮小路線がある中で、市民に言うときには金が大変だから何とかせねばなんて言ったわけです。だとしたら、これは予算措置権限のある市長部局のところで本当に議会並みの審査をやって議会に出てきていると我々は思うのです、当たり前。

〔「副市長はやめんなんじゃねえか」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川直美君） やめるかどうか、それは私ちょっとわからぬけれども、その部分はやっぱりそれは教育委員、図書館の問題でもそう。教育委員会の問題だということで押しているけれども、そうではなくて甲斐市政の中での予算を使った問題だという認識がこれ非常に欠けているのではないかと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 決して私が責任逃れをしているわけではないのです。先ほど申しあげましたように、佐渡市の職員がやったことについては私の責任なのです。私しか責任とれないのです。しかし、そこへ持っていくまでの間にいろんな意思が通っていなかったということでもありますので、特に教育委員会と市長部局においては副市長と教育長は常に連携をとるような体制をとってまいりたいと、このことを申しあげたわけであります。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

10款教育費及び11款災害復旧費についての質疑を終結します。

以上で議案第81号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第81号については、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり

り、所管の常任委員会に付託します。

---

日程第7 請願第2号、平成24年請願第5号、陳情第2号、平成24年陳情第3号から平成24年陳情第5号まで

○議長（祝 優雄君） 日程第7、請願、陳情についてを議題といたします。

請願第2号、平成24年請願第5号、陳情第2号、平成24年陳情第3号から5号までについては、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

---

○議長（祝 優雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、19日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時54分 散会